

令和 8 年度愛媛県外国人介護人材獲得強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 令和 8 年度愛媛県外国人介護人材獲得強化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付対象者)

第 2 条 この補助金は、愛媛県内で外国人介護人材を受け入れる（予定を含む。）介護保険法（平成 9 年法律第123号）に基づく指定又は許可を受けた介護事業所・介護施設を経営する法人で、同一関係ではない 2 法人以上により構成されたグループ（以下「法人グループ」という。）を構成する者を交付対象とする。

- 2 法人グループの形成については、代表法人として 1 法人を選定すること。
- 3 法人グループ内には、外国人介護人材を受け入れたことのある法人が 1 法人及び外国人介護人材を受け入れたことのない法人が 1 法人以上含まれていることを要する。
- 4 前三項の規定にかかわらず、知事が特に認める場合は、この限りでない。

(交付の目的)

第 3 条 この補助金は、外国人介護人材を確保する観点から、海外現地での働きかけを強化し、海外現地の学校等との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う法人グループを構成する者に対して支援を行うことで、外国人介護人材の受入促進を図ることを目的とする。

(補助対象事業等)

第 4 条 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表のとおりとする。

- 2 補助対象事業の実施期間は、交付決定のあった日から令和 9 年 2 月 28 日までとする。

(補助金の交付額の算定方法)

第 5 条 補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第 3 欄に定める補助対象経費の実支出額に第 4 欄に定める補助率を乗じて得た額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額と、別表の第 2 欄に定める基準額を比較して少ない方の額を交付額とする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 法人グループを構成する者は、補助金の交付を受けようとする

きは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第7条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定を行い、速やかに通知するものとする。

- 2 前項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（補助事業の変更承認申請）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、その内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する変更の場合は、この限りでない。

（1）補助事業の目的達成に影響がない軽微な変更であるとき。

（2）補助金の額の変更を伴わない変更であるとき。

- 2 知事は、前項の変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、変更の承認を行い、当該補助事業者に通知するものとする。この場合において、知事は、必要に応じ条件を付し、又はこれを変更することができる。

（補助事業の中止及び廃止）

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の承認申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めたときは、中止又は廃止の承認を行い、当該補助事業者に通知するものとする。この場合において、知事は、必要に応じ条件を付し、及びこれを変更することができる。

（補助事業の実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 第6条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第4条第2項ただし書に該当した当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第6条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を当該補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書（様式第5号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、速やかに補助金精算払請求書（様式第6号）を、知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

- 第14条 知事は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。
- 2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第7号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（補助金の目的外使用の禁止）

第15条 補助事業者は、補助金を目的外に使用し、又は他の経費に流用してはならない。

（交付決定の取消し等）

- 第16条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付している補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。
- （1）この要綱又は補助金交付の決定の際に付した条件に違反したとき。
 - （2）この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があったとき。
 - （3）補助金を交付する目的に著しく反する行為があったとき。
 - （4）補助事業の実施について不正行為があったとき。
 - （5）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(6) 補助事業の遂行ができないとき。

(財産の管理)

第17条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

2 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、知事はその収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助事業の経理及び関係書類の保管)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び全ての証拠書類を整備し、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類については、補助事業終了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(指導監督)

第19条 知事は、補助事業を適正に実施させるため必要があるときは、補助事業者に対して検査し、又は報告を求めることができる。この場合において、知事は特に必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な指示を行うことがある。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月10日から施行する。

別表

1	補助対象事業 法人グループを構成する者が行う、以下に定める海外現地での外国人介護人材の確保に係る取組 (1) 海外現地の学校や送出機関との関係構築・連携強化 外国人介護人材を円滑に確保することを目的に、海外現地の学校・送出機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等を行うとともに、必要となる宣材ツールの作成等を行う。 (2) 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動 外国人介護人材の確保を促進するため、 ・海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集 ・愛媛県の介護に関するPR、介護施設や介護福祉士養成施設等の情報提供などの広報活動 ・上記取組を実施するための宣材ツールの作成等を行う。 (3) その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組
2	基準額 500千円（1法人当たり） ただし、法人グループ内の法人数が6法人以上の場合は、2,500千円から法人グループ内における各法人の（変更）交付決定額の合計額を控除した額と500千円を比較して少ない方の額を基準額とする。
3	補助対象経費 補助事業の実施に必要な次に掲げる経費 人件費（報酬、報償費）、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、食糧費）、会議費、使用料及び賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価5万円以上の備品を除く。）、負担金、その他知事が必要と認める経費 ただし、次の条件を付すものとする。 (1) 事業実施のために直接必要となるものを補助対象経費とする。 (2) 領収書が無い等、使途が不明なものについては、補助の対象としない。 (3) 補助対象事業の実施期間内に支払い済みでない経費は補助の対象とならない。 (4) 次のいずれかに該当する経費については、補助の対象から除外する。 ①外国人介護人材を採用する際の職業紹介事業者等に支払う手数料 ②監理団体に対して支払う監理費や登録支援機関に対して支払う支援委託手数料 ③食費、観光施設等利用料、治療費（海外保険料は除く。）等の個人に帰属する経費 ④法人グループを構成する者又は当該事業者が設置する介護施設等の職員以外の者の旅費（業務の一部を外部団体等に委託する場合の委託費に含まれる場合を除く。）
4	補助率 10分の10以内